東京都立翔陽高等学校長 博田 英明

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応について(お知らせ)

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

5月8日から国は新型コロナウイルス感染症の分類を従来の2類から5類に移行することといたしました。そのため、東京都教育委員会の指示に基づき、本校では新型コロナウイルス感染症の対策を下記の通りに変更いたしますのでご確認いただき、引き続きのご協力をお願いします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症の5類への移行後の対策について

○以下の対応については今後も実施を継続していきますのでご協力ください。

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握。
- 適切な換気の確保。
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導。

○地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、以下の事柄について一時的に 指導する場合もあります。

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。
- ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

2 新型コロナウイルス感染症を罹患した場合の対応について

新型コロナウイルスに感染した場合の出席停止期間は発症後5日間、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでとします。また、出席停止の措置は本人が感染確認された場合のみとなりますので、37℃以上の発熱、咳、喉の痛み、息苦しさ、だるさ、頭痛、味覚嗅覚障害等の症状がある場合には医療機関等で受診し、ご確認くださいますようにお願いします。

3 濃厚接触者の特定と対応について

濃厚接触者の特定は行われないため、出席停止の対応もなくなります。ご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合も、本人が感染していない場合は出席停止の対象とはなりません。また、本人が体調不良の場合も新型コロナウイルスの感染が確認されない場合は直ちに出席停止の対象とはなりません。

4 感染不安に対する対応について

保護者から感染が不安であるため欠席させたいと相談があった場合には、合理的な理由があると学校長が判断した場合については出席停止の日数に数える場合があります。<u>単なる感染不安は、今後出席停止の対象となりませんのでご注意ください。</u>(合理的な理由の例;学級や部活動内で多数の者が感染しているなど感染状況が著しく悪化している状況下で、感染を危惧する様な行為等があった場合や学級などで周囲の座席の生徒が複数名感染しているような状況にある場合等。その他の場合においても、感染の危険を考えるに値する合理的な理由にあたるかは学校長が判断いたします。)

5 マスク着用について

今後、学校ではマスク着用については求めないことが基本となり、着用においては各自の判断となります。ただし、運動中のマスク着用は呼吸困難や熱中症を引き起こす可能性があるため、運動時にはマスクを着用しないことを推奨いたします。また、出席停止解除後も発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨いたします。

[問い合わせ先]東京都立翔陽高等学校副校長 萩原 直紀電 話 042-663-3318